平成２７年（フ）第２３３号
長野県木曽郡木祖村大字小木曽264番地　Ｌ棟３号
債務者　森下　美幸（旧姓小橋）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２４３号
長野県安曇野市堀金烏川4920番地１
債務者　篠塚　信雄
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１３５号
滋賀県蒲生郡日野町大字小井口515番地57
債務者　林　恵利華（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４４２号
兵庫県姫路市上大野６丁目８番36号
債務者　土岡　伸也
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３２４号
奈良市古市町31番地の25
債務者　池田　由梨（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２４２号
奈良県橿原市葛本町511番地の17
債務者　福西　義博
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
奈良県葛城市勝根253番地４　グランジェルメ105号、前住所奈良県大和高田市大字根成柿380番地１（Ｃ104号室）　ネオシティ大和高田
債務者　松本　佳孝
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６３３号
広島市佐伯区坪井１丁目11番23号
債務者　髙見　賢吾
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８８号
広島市安佐南区中須２丁目24番１―204号
債務者　三宅　拓実
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５９号
広島市安芸区矢野西１丁目18番５―102号
債務者　藤川　孝義
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６９号
広島市安佐南区古市４丁目６番22―202号
債務者　ＮＳＫこと　奥本　幸男
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２５号
山口県下関市綾羅木本町８丁目７番１号
債務者　山本　善憲
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
山口県下関市長府安養寺３丁目１番48号　キャッスル安養寺Ａ　105号、前住所山口県下関市大字宇部719番地２
債務者　井ノ口優生
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
山口県下関市山の口町６番22号　大翔山の口ビル　202号、前住所山口県下関市秋根西町２丁目１番16―1001号　アーデント新下関駅前
債務者　坂口　龍夫
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地　県営住宅砥部団地６棟6052号
債務者　松本　和江
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１１号
福岡県久留米市野中町1175番地１　ファミールハイツ久留米参番館316号
債務者　白　　清美（ペク　チョンミ）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４３号
福岡県八女市本町45番地４、前住所福岡県筑後市大字熊野1098番地２　市営住宅高銭野団地123号
債務者　江崎　恵治
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所八女支部